

「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」構成案

第4章 指導員に関すること

(1) 指導員の役割

児童クラブに通う児童の保護者の多くは、働きながら子育てをしている。指導員はまず、その生活スタイルを肯定的に理解することが大切となる。そして児童に、親が働くことの意味を肯定的にとらえられるよう、毎日安心して「児童クラブに帰ってくる」環境を整えるという重要な役割を指導員は担っている。

指導員は児童一人ひとりの思いに寄り添い、その児童の興味・関心を大切にし、やりたいことをできる限りさせるようにしつつも異年齢の仲間たちとともに豊かな人間関係を築いていけるように、児童同士の関係をつなぎ、それぞれの児童の思いを橋渡ししていく必要がある。こうした関わりの中で、指導員は児童を保護・養護しながら、成長・発達を促していく役割が求められている。

児童は、家庭や学校、児童クラブなどいろいろな場面で様々な姿、表情を見せる。家庭で見せる姿と児童クラブで見せる姿が違うこともある。そのため、保護者と指導員がそれぞれの場面での子どもの姿や事実を伝えあって共有することが大事となる。指導員が保護者に児童の生活の様子を伝えることは、保護者が安心して働き続けられることにもつながる大きな役割の1つだ。

(2) 指導員の職務

①児童の保育

- ・児童の健康管理、安全確保、情緒の安定を図る
- ・遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う
- ・児童が宿題や自習等の学習活動を自主的に行える環境を整えること及び翌日の登校に必要な準備の援助
- ・基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うと共にその力を身につけさせる

②児童の出欠管理、保護者への連絡先の把握

③保護者への保育報告、相談、ニーズの把握

④おやつ準備

⑤防災対策・不審者対策等の安全指導及び避難訓練の実施

⑥事業運営を円滑に行う為の職員会議

⑦年間、月間計画の作成及び事業報告の作成

⑧学校、地域、行政機関との連携

⑨児童の成長と発達を向上させる為の学習・研修、遊びの研修への参加

⑩保護者向けの懇談会の開催

(3) 指導員の資格

常勤及び専任指導員は下記のいずれかに該当するものとする。

- ①保育士の資格を有する者
- ②幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭、特別支援学校教諭免許を有する者

嘱託職員においても、原則上記①から②のいずれかに該当する者とし、実態として年間1500時間程度のフルタイム勤務が望ましい。

ただし、短時間労働者においては下記に該当する者を指導員とみなすことができる。

- ①子育て経験者
- ②学生（教育に関わる学習者）
- ③その他子供の遊びや生活に関わる経験者

なお、常勤職員は専任指導員でなくてはならない。

(4) 指導員のモラル

指導員は、児童のそれぞれの成長と発達を支援する重要な役割を担っている事を自覚し、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ①指導員は、児童に体罰を与えないこと
- ②指導員は、体型、容姿、性別、障害、国籍等についての差別的言動など、児童の人格・人権を傷つけないこと。指導員・児童問わず上記の行為を発見した場合には、適切な指導を行うこと。
- ③指導員は、児童・保護者に関する個人情報及び指導員として知り得た情報に関して守秘義務を負うこと。また、この守秘義務は、当該職務を離れた後にも適用されること。
- ④指導員は、経費及びその他雑費の用途について適切に記録し、取り扱うこと。

(5) 指導員の研修

指導員の資質の向上、専門性を高める為に研修を行うこととする。

なお、研修は勤務の一環として行い、研修に関する費用は運営者が負担することとする。

【研修の機会の保障】

- ①運営者は指導員の資質の向上のために研修を実施する。
- ②運営者は、都・市町村・大学・関連団体などの他の機関が実施する放課後児童クラブに関する研修会に指導員が参加する機会を確保することとする。
- ③指導員は専門性を高めるために自主研修を行い、自己研鑽に努める。

【研修の内容】

- ①指導員全員に共通する課題について年数回定期的に行う研修
- ②新任者向け、中堅職員向けなどの職務レベルごとの研修
- ③指導員が情報交換をし、地域や各児童クラブ特有の課題に応じた事例検討および運営に関する研修
- ④障害児をはじめとした特に配慮を必要とする児童に対する理解と児童クラブでの生活を支援するための研修

(7) 雇用条件・勤務形態

- ①指導員の雇用形態は、設置運営者の就業規則等に則り正規職員として採用された者を常勤職員とし、それ以外の職員を嘱託職員とする。
- ②専任職員とは、他の業務を兼務する事なく、児童館及び児童クラブ事業に専念出来るように配置された職員のことを言う。
- ③上記②において、児童館業務と児童クラブ業務の兼務は可能とするが、児童クラブ開設時間内に児童館業務を行う場合には専任職員とみなすことは出来ない。
- ④指導員の労働時間は1日8時間以内、1週間40時間以内とし、学校の長期休業中については、短時間の指導員を別途配置するなど労働時間が過大にならないように運営者は注意する。
- ⑤なお、指導員は最低年1回の健康診断を受けることとし、その経費は運営者が負担することとする。